

<対策のポイント>

農業就業者の高齢化や減少が続き、農業分野の人材確保が喫緊の課題となる中、農業が選ばれる職業となるよう、**農業の「働き方改革」を進めることにより、魅力ある職場環境づくり及び労働力の確保を支援します。**

<政策目標>

現在の労働環境に満足している雇用者の割合を8割以上に増加（現状：約5割） [令和5年度まで]

<事業の全体像>

1. 農業経営法人化支援総合事業 907 (910) 百万円

- 円滑な経営継承や農業の「働き方改革」に資する労働環境の改善など農業者の経営課題に関し、農業経営相談所が適切にアドバイス（経営相談・巡回指導等）する取組や、人・農地プランの実質化に必要な専門家派遣、農業経営を法人化する取組（定額40万円）を支援します。

2. 農業人材力強化総合支援事業 21,003 (23,265) 百万円

- 次世代を担う農業者を目指す者に対し、**就農の検討・準備段階から就農開始を経て経営を確立するまでを総合的に支援**します。
- 農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業において支援する**新規就農者の年齢を原則45歳未満から50歳未満まで引き上げ**ます。また、農業次世代人材投資事業において、**親元就農における農地の所有権移転義務を撤廃し、利用権設定で可**とします。
- 地域の農業関係者が、**他産業や他地域等と連携して行う人材確保の取組や、「働き方改革」を促進するために行うセミナー等に要する費用を支援**します。

3. 農業支援外国人適正受入サポート事業 359 (173) 百万円

外国人材の農業等に関する知識及び技能を評価・確認する試験の作成、実施等を支援します。



魅力ある労働環境づくりと労働力確保を一体的に推進

農業の新しい働き方確立支援総合対策のうち 農業経営法人化支援総合事業

【令和元年度予算額 907 (910) 百万円】

<対策のポイント>

農業経営相談所が適切にアドバイスする取組に加え、**人・農地プランの実質化に必要な専門家を派遣する取組を支援**します。

<政策目標>

- 法人経営体数を5万法人に増加 [令和5年度まで]
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大 [令和5年度まで]

<事業の内容>

1 農業経営者サポート事業

都道府県レベルに農業経営相談に関する体制を整備し、関係機関と連携して行う農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大等に関する**経営相談、経営診断や巡回指導などの取組を支援**します。加えて、**人・農地プランの実質化に必要な専門家を派遣する取組を支援**します。

また、新規就農相談や雇用就農者の定着に向けた雇用就農者向けの研修会の開催等を支援します。

2 農業経営法人化支援事業

経営相談等をした**集落営農等が法人化する取組**（定額40万円）を支援します。

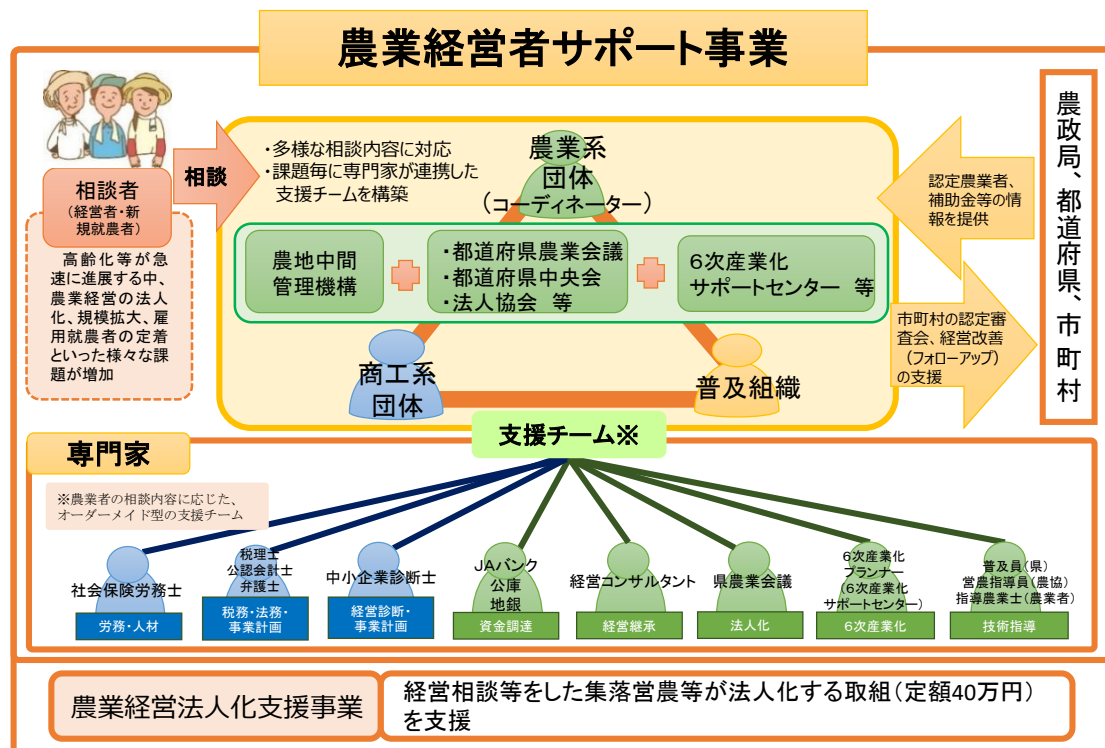
3 法人化推進委託事業

農業経営相談所の**専門家、窓口職員への研修などの取組を支援**します。

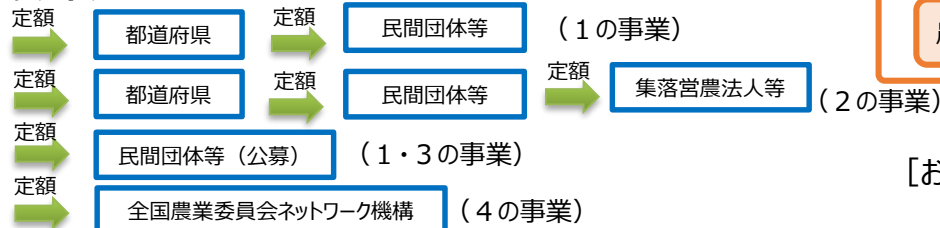
4 新規就農・労働力確保支援事業

就農希望者の円滑な就農を促進するため、相談員による**情報提供活動等**を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1～3の事業）経営局経営政策課（03-6744-2143）
（1、4の事業）経営局就農・女性課（03-3502-6469）

<対策のポイント>

農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業において支援する**新規就農者の年齢を原則45歳未満から50歳未満まで引き上げます。**
 農業次世代人材投資事業において、**親元就農における農地の所有権移転義務を撤廃し、利用権設定で可とします。**

<政策目標>

新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大 [令和5年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業次世代人材投資事業 15,470 (17,534) 百万円

- 次世代を担う農業者となることを志向する**50歳未満の者**に対し、**就農準備段階や経営開始時**を支援する資金を交付します。
- 農地については、親族からの貸借が主である場合、**所有権移転ではなく、利用権設定でも可**とします。

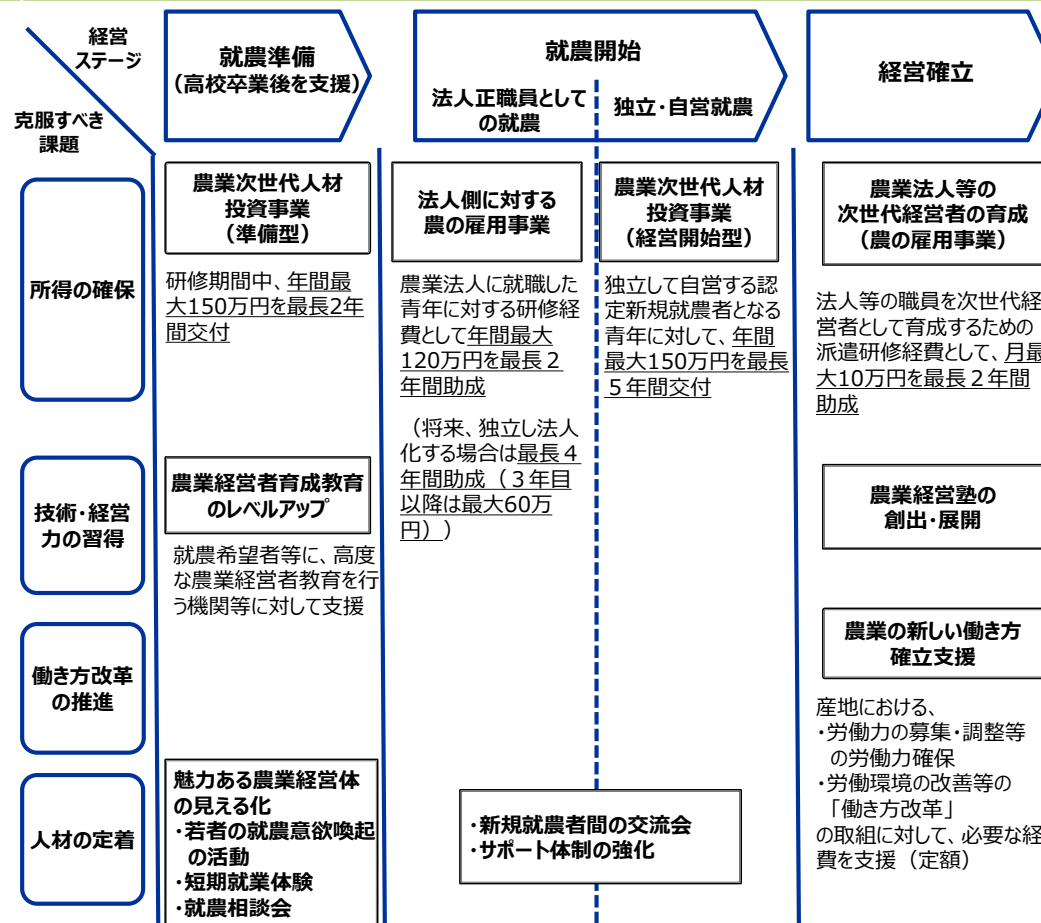
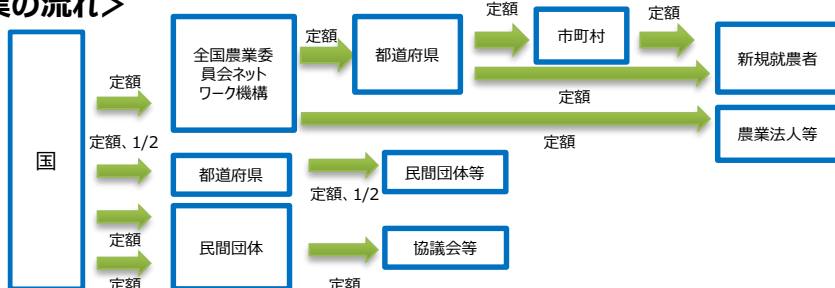
2. 農の雇用事業 4,958 (5,058) 百万円

- **農業法人が50歳未満の新規就業者**に対して実施する**実践研修**及び**新規就業者**に対する新たな法人設立に向けた研修等を支援します。
- 農業法人による従業員等の派遣研修を支援します。

3. 農業経営確立支援事業 575 (673) 百万円

- 就農相談会や短期就業体験の実施、農業経営塾等の開講等による優れた経営感覚を備えた農業者の育成を図るための取組を支援します。
- 地域の農業関係者が、**他産業や他地域等と連携して行う人材確保の取組**や、「働き方改革」を促進するために行う**セミナー**等に要する費用を支援します。

<事業の流れ>



<対策のポイント>

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の分野における外国人材の適正な受入れに向けて、日本で即戦力となり得る外国人材の知識・技能の確認等を支援します。

<政策目標>

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の分野において就労する外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

<事業の内容>

<事業イメージ>

苦情・相談窓口の設置等を支援

適正受入管理協議会

関係自治体

苦情・相談窓口

国の行政機関

母国語対応等適切な対応体制を整備

苦情・相談

苦情・相談窓口に係る周知及び生活上必要な情報の提供

外国人農業支援人材

技能等評価試験の作成・実施を支援

日本で即戦力となり得る知識・技能を有しているか、入国前に現地で評価・確認するために必要な試験の作成・更新、より効果的な試験を実施するための手法・体制の見直し等に必要な支援を実施。

試験の作成

試験の実施

試験結果の通知

農業分野等での外国人材の適正な受入れを支援

- 「国家戦略特区農業支援外国人受入事業」における外国人材の人権保護のための苦情・相談窓口の設置及びその活動を支援します。
- 外国人材の農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の分野に関する知識及び技能を評価・確認するための試験の作成、実施を支援します。

<事業の流れ>

